

広島県告示第九百五十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年九月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	医療法人社団一陽会原田病院	所在地	広島市佐伯区海老山町七番一〇号	効力を有する期限	平成三十二年九月二六日	備考	更新
名称	安芸太田町加計病院	所在地	山県郡安芸太田町大字下殿河内二三六番地	効力を有する期限	平成三十二年九月二六日	備考	更新